

規 則

埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二号

埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県生活科学センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第三号から様式第五号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。